平成20年12月20日(土) 中央公民館3階中ホール

【司会】

皆さん、おはようございます。本日は、お忙しい中ご参加いただき、誠にありがとうございます。それでは、ただ今から「みんなでつくろう。まちづくりの基本ルール」というテーマのもと、「第5回まちづくり基本条例市民学習会」を開会いたします。私は、本日の司会を担当いたします、企画調整部企画政策課の宮野と申します。よろしくお願いいたします。

はじめに、本日のプログラムについてご説明いたします。この学習会の開催も、ちょうど半分が終了しました。そこで中間のまとめとして、このあと事務局から『まちづくり基本条例市民学習会のこれまでの経過と今後の進め方』についてご説明いたします。

また、前回の学習会の中で参加者の皆さんから質問票をご提出いただきましたが、時間の関係で未回答となっていた質問についても、その中で回答させていただきます。

その後、新潟大学の馬場先生の進行により、ワークショップの説明と「地域の公共的課題の解決法」をテーマにワークショップを行います。

なお、本日の学習会の閉会は正午を予定しておりますので、皆さんの御協力をお願いいたします。

それでは、これより事務局から『まちづくり基本条例市民学習会のこれまでの経過と今後の進め方』についてご説明いたします。

【事務局からの説明】

『まちづくり基本条例市民学習会のこれまでの経過と今後の進め方』 『第4回まちづくり基本条例市民学習会の質問票への回答』

(事務局 鈴木)

皆さんおはようございます。企画政策課の鈴木と申します。よろしくお願いします。今回は、議論の場の雰囲気作りが大事ということで私ども事務局の職員は皆、私服で参加させていただきました。本日は、まちづくり基本条例市民学習会にご参加いただきありがとうございます。学習会の開催も折り返し地点を過ぎ、第5回目の開催となりました。そこで今回は、これまで4回開催されました学習会の中間まとめということで、私の方からご説明させていただきたいと思います。

これまで、新潟大学の馬場先生を講師にお招きし、また市内の各団体の皆様からお越しいただきお話をお聞きする機会を設けるとともに、市からは市長、副市長に参加を依頼するなどし、学習会を重ねて参りました。これまでの学習会のまとめということで、資料を配布させていただいております。「まちづくり基本条例市民学習会のこれまでの経過と今後の進め方」という資料に従って進めさせていただきますが、今までの学習会が幅広い内容でありましたので、時間の関係上すべてをここで、ご説明できませんが、重要と思われるものを項目立てしてあります。

最初にまちづくり基本条例の取り組みの背景についてです。現在、社会経済情勢が目まぐるしい変化をしていく中で、市民ニーズや地域の課題はますます複雑化、多様化しています。このような中で地域の特性を活かし魅力あるまちづくりを進めるには、市内の多様な主体がお互いに対等な立場に立ち、パートナーとして連携し、共通の目標のもとでそれぞれの特性を発揮し、ともに協力しながら協働のまちづくりに向け取り組んでいくということが必要です。

学習会の中ではまちづくりの意義について馬場先生からお話がありました。まちづくりとは、 地域の公共的課題を解決していくための方法を考えること自体がまちづくりです。また、公共的 な課題とは、一人ひとりが自分で問題を解決できるのであれば、それは私的な課題であって、み んなでやらないと問題の解決が図れないものが公共的な課題です。その地域の公共的課題を解決 していく活動自体が、行政の行う政策であるとお話がありました。

続きまして、その政策に関わる部分ですが、住民が参加する仕組みづくりについて。政策の過程は、課題の設定から始まり、立案、決定、実行、評価という過程を経て、また課題設定に戻る、これが政策のサイクルです。この政策の過程に住民が何らかの形で参加をしていくということは重要なことです。この政策過程のどこに住民が参加するのかということが問題になります。しかし、政策過程の中で、企画立案に住民が参加することなく決定、執行、評価に参加できるかというと、住民の参加はできないと説明がありました。住民参加は、政策の過程のうち、企画立案の段階から始めるのが大原則です。企画という最初の案をつくる段階、執行する段階、評価する段階、そういう形で段階を踏んで住民がまちづくりに参加をしていくメカニズムを考え、それを整理していくのがまちづくり基本条例であると考えます。

次の項目ですが、まちづくりの新たな枠組みの必要性についてということで、学習会では市内で活動している団体の皆さんから参加していただき、活動事例の紹介などを行ってきました。その中で、各団体の活動内容や地域で担っている役割などは、あまり知られていないことが分かりました。また、各団体の実践的な活動や抱える課題などの情報は、非常に参考になったという意見が多数ありました。これからは、地域の公共的課題を皆さんがより納得する形で解決していくために各主体の結びつきや協働のルールについて考えることが必要になります。また、まちづくりに関わるすべての人がより良いまちをどうやってつくっていくのかを考えていくことが求められています。

次の項目ですが、まちづくり基本条例とは、まちづくりの基本的なルールを定めて、誰もが市政に参加でき、そのまちに住み、働き、学び、活動するみんなが、一緒にまちづくりを考え、行動し、より良いまちをつくりあげるためのものです。まちづくり基本条例に決まった形はありません。重要なことは、その内容を、そのまちに住む人たちが自分たちで考え、決めていくことです。そして何より、その基本的な考え方や必要性について住民の皆さんの理解が必要であり、自分たちのルールであるとの共感を持って受け入れられることが最も重要なことです。

また、まちづくり基本条例という条例をつくる必要性については、必ずしも条例である必要はないかもしれません。ただ、ルールをつくるということはルールを知らない人もルールを使えるということ。また、ルールが人をつくるという側面もあります。

まちづくり基本条例の重要な点は、住民と行政との関係を参加と協働という点で捉えること、もう1つが情報の共有です。まちづくり基本条例の一番重要なポイントは、行政と住民がキャッチボールできる方法を行政と住民とが一緒になってつくるということです。また、もしも条例をつくるといった場合に、100パーセントの条例である必要はなく、見栄えが悪かったとしても制度自体は皆さんが使いやすく、手の届きやすいものにすることが重要で、それをどんどん見直し、何度も何度も改正していく、そういう条例で良いのではないでしょうか。

以上が、これまで学習会を開催してきた概要です。紹介しきれない部分もありますが、これらの詳しい情報は、ホームページで紹介しておりますのでご覧いただければと思います。

これまでのところで何かご質問等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。 続きまして同じ資料の裏面になりますが、まちづくり基本条例市民学習会の今後の予定につい てご説明いたします。

先ほどご説明いたしましたが、今後の市の政策の過程に市民の皆さんが何らかの形で参加をしていくことはたいへん重要なことです。その際、市民の皆さんと行政とでワークショップなどを行いながら議論を進めていくことが考えられます。

今後の学習会では、アンケートでご意見もあったことから、具体的な公共的課題を提起して、 それを解決するために各主体がどのような役割を担うのかといった、まちづくり基本条例が公共 的課題の解決にどのように関わっていくかを、実際にワークショップなどを取り入れ、ご参加の 皆さんと実践しながら検証していきたいと考えています。

今後の学習会の開催内容は資料のとおりです。なお、今後の学習会につきましては、毎回アン

ケートを行わせていただきまして、参加者の皆さんのご意見を取り入れながら進めていきます。 よって、内容が変更となる場合もありますのでご了承いただきたいと思います。

それでは、続きまして前回の学習会で参加者の皆さんからいただいた質問票で、行政に対する質問と馬場先生に対する質問が未回答となっておりましたので、これから回答をさせていただきたいと思います。

(事務局 五十嵐)

皆さんおはようございます。地域振興課の五十嵐と申します。前回の質問票の中でまちづくり協議会に関係するご質問が2点ございましたので、それにつきまして担当しております私の方から答えさせていただきたいと思います。

まず1点目の質問内容です。『各自治会とまちづくり協議会の役割等の区別を燕市としては今 後どうされていきますか?(役員等が同じ方になり仕事等がたいへんである)』というご質問を いただきました。回答ですが、まちづくり協議会は、小学校区などの広域な問題等、既存の自治 会だけでは解決が難しい問題について地域住民で解決策を協議し、責任を持って解決していくこ とで地域づくりを行う組織として設立されたものです。自治会を中心として、地域で活動するP TAや老人クラブ、婦人会、青年団、スポーツ団体や事業所など、各種団体が連携し、さらに行 政との協働によって、防災や防犯、環境、福祉、教育などさまざまな公共的課題を解決すること が可能になると期待される。よって、まちづくり協議会の立ち上げにおきましては、自治会の理 解と協力が必要であるとのことから自治会長を中心に進めさせていただきました。約3年経った 現在でも自治会長および自治会役員の方にまちづくり協議会の役員が集中するような体制が続い ているのではないかと思われます。まちづくり協議会の活動については、現在におきましては 「活動が地域住民に浸透していない。」「役員の担い手がいない。」などの声を聞くこともあり ますが、「自分の住む地域を住みやすくしたい」と地域住民の皆さんが思っていることでありま すので、各協議会におかれましても、役員の役割分担に配慮しながら活動しやすい体制を整えて いただきたいと思っております。市においても、そのような相談事項をはじめとしてきめ細かな 人的支援ができるよう取り組んでいきたいと考えております。

次に2点目の質問内容です。『まちづくり協議会の補助金は今後どうなるか教えてください。 設立する時点では3年間と言われましたが、この先どの様な考え方をしたら良いかお聞きしま す。』というご質問でございます。回答ですが、まちづくり協議会への財政支援については、合 併協議によりまして当初平成20年度まで各協議会に一律200万円を限度額といたしまして補助金を 交付する予定でした。しかしながら、一律の限度額は不平等であるという指摘がございまして、 協議を重ねた結果、20年度までは世帯数の規模に応じて均等割100万円と階層別の世帯割を合わせ ての限度額となっております。また、市ではあらゆる補助金の整理合理化に向けた「燕市補助金 等検討委員会」を設置しまして10回にわたり検討しまして、今後の補助金の在り方について提言 をいただいております。これらを受けまして、まちづくり協議会でも各協議会から補助金につい て検討委員を選出していただき、このたび10月から4回にわたりまして、補助金の使途および来年 度以降の補助金のあり方について検討を重ねてきているところでございます。結果といたしまし て、「活動経費について100%補助金を充てるのではなく、受益者負担を基本とすること。」「自 主財源を情報交換しながら模索していくこと。」などを理解いただいたところです。また、来年 度の補助金の方向性について一応の決定をみたというところでございます。行政としましては、 市民との協働のまちづくりを推進していかなければならないわけですが、一方財政状況が非常に 厳しいことも事実でございます。今後も、その時点での財政状況をみながらの財政支援になると 思われます。今後は、さらに地域での自発的な取り組みを誘発する意味での効果的な支援策やま ちづくり協議会への財政支援はどのようにあるべきかを協議会との信頼関係を構築しながら検討 するとともに、各協議会におかれましても事情を理解いただきながらまちづくり活動を行ってい ただければと思います。以上です。

(事務局 鈴木)

続きまして、私の方からその他のご質問につきまして、回答させていただきます。

前回参加していただいた方はお分かりだと思いますが、金子副市長からお話をいただいた内容 についてのご質問です。質問の内容ですが『副市長も話された「アメリカ人になりたい日本人」 「東京人になりたい地方人」。これは今に始まった事ではなく、昔から若者を中心としてあるも のである。私もそうであり皆さんもそうなのではないでしょうか?それは否めないこととして若 者がふるさと燕のために何かしようと思わせるには、どうすれば良いと思われますか?年代の違 いがある中の譲歩すべき点もあると思えます。若い方にこびるのはどうかと思いますが、若者= 次世代なくして将来がないわけですから若者に視点、重点をおいたまちづくりも大事なのではと 思うところです。』というご質問をいただきました。これは、ご質問のとおりでありまして、将 来の燕市を担う若者、いわゆる次世代には大きな期待が寄せられています。市では、このたび策 定いたしました総合計画の中で、重点的に推進すべき施策を重点プロジェクトと位置付けまして、 その中で「まちを担う人財育成プロジェクト」を定めています。若者が地域への愛着と誇りを持 つことで、燕市を発展・進化させる力となると思います。そのためには、「人」の育成に取り組 むことが必要です。同様に、市民の一体感の醸成や健康で安心なまちづくり、地域の魅力や特性 づくりで豊かなまちの創造などを同じく重点プロジェクトとして位置付けていますが、これらの 施策を重点的に行っていくことが『若者がふるさと燕のために何かしようと思わせる』ために必 要であると考えております。

続いてのご質問の内容です。『馬場先生から基本条例の仕組みは第1回、2回の学習会のお話では自分なりに理解したつもりですが、最終的に第8回の学習会が終わった時点では、事務局では各自治会に何を望むのか。』というご質問をいただきました。今後のスケジュールにつきましては、本日の資料にも掲載いたしました。また第1回目の学習会等で皆さんにお示しいたしましたが、今年度を学習の年度と位置付けまして、現在学習会を開催しています。その後、平成21年度と平成22年度を具体的な検討の年度と位置付けまして、来年4月以降に市民公募を行い、公募委員や職員委員で組織いたします「まちづくり基本条例市民検討会議」を設置する予定です。ご質問についてですが、自治会に限ってということではなく、現在開催している学習会に参加されている皆さんから「まちづくり基本条例市民検討会議」にも是非ご参加いただき、一緒にまちづくり基本条例を築き上げていきたいというのが事務局の気持ちです。

続いてのご質問の内容です。『まちづくり基本条例の制定について、行政として基本的な考え方をお聞きしたい。自治会との協働を基本的に条例に位置付けるのか又地方公共団体との協働関係を条例に位置付けている先進地の事例を聞かせてください。法人改正に伴い今後自治法を基本として法人化ができることが政策案として明記されているか、行政としての考え方は?』というご質問をいただきました。回答といたしまして、『まちづくり基本条例の制定に関し、行政としての基本的な考え方』ということにつきましては、市民の皆さんに何かをしてほしいということではなくて、行政や市民の関係性を構築したいということです。結果的に手続を定めることによって、議論をした上で市民の皆さんにやってもらうことが出てくるかもしれませんし、逆に行政が引き取ることも出てくるかもしれません。そうした議論ができる場というものを設定することがまちづくり基本条例の役割であると考えます。地域の公共的課題を解決していく上でのそれぞれの役割や責務を考え、その枠組みを作るのがまちづくり基本条例であると思います。

また『自治会との協働を条例に位置付けるか』につきましては、行政側のみの意向で位置付けをするのではなく、市民の皆さんと検討、議論した上で、判断していかなければならないと考えます。先進地の事例では、個別に自治会を協働の対象と位置付けるのではなく、コミュニティとして広くとらえて、その役割を定めている自治体が多いと思います。また、市民の範囲に含めることで市民と同様の役割と位置付けている自治体もあります。先進地の自治体の事例をお示しする資料が本日はありませんので、今後、もしもご要望がありましたらそういった資料も皆さんにお示しいていきたいと考えております。

続きまして『法人改正に伴う法人化の政策案』についてのご質問です。もしも、自治会の法人

化ということであれば、自治会が法人化する要件といたしまして、「資産を保有していること」若しくは「資産を保有する予定であること」といった一定の要件があります。よって、それぞれの自治会で必要に応じて法人化すべきものと考えますし、市の施策として法人化を進めるものではないと考えております。

続きまして、馬場先生へのご質問に移らせていただきます。

(馬場先生)

皆さん、おはようございます。僕のところにも質問が来ております。こういう質問でした。 『行政の行う政策の実践、この経費は税金。この関係は一体であり、これなくしては成立しない。 この中にありさらに各自治会には各種募金などの市民からの金集め(税金のような)が実に多い のです。この金集めは行政との一体部分が多いことを含め、このような活動をどのようにとらえ るべきか知りたい。』というご質問がありました。皆さんも町内会・自治会での募金活動をされ ていると思います。これは、僕自身の個人的な意見ですが、この件につきましては、行政が関わ るべきではないだろうと思います。歴史的経緯でずっとやってきているということもあると思い ます。歴史的経緯で今まで行ってきたけれど、これからもずっと続けていくかどうかについては 議論をする必要があると考えています。では、議論をする場があるのかと言われると、必ずしも そういう議論する場というものが、今のところは設定されていない。とすれば、そういう議論す る場を設定していくことが重要ではないかと考えています。歴史的経緯から見れば、町内会・自 治会が持っていた戦時中の役割というのは相互監視であったいうことがある程度確定しています。 それ以降は民主的になりつつありますが、必ずしも民主的ではないという部分もあります。実は、 僕の大学でも同じことがありました。僕が住んでいるのは旧公務員宿舎で、全部で20戸入ってい る建物なんですが、自治会があるんです。何があったかと言うと、赤い羽根共同募金で紙が回っ てきて紙に名前を書いてくれとあるんですね。それで、町内会長のところにお金を持って行って くれと書いてあるんです。それを僕はやめさせたんです。どうしてかと言うと、これは相互監視 のメカニズムなんです。誰かが書いたら結局、あの人が出しているからうちも出そうと、そうい う圧力が当然かかるものなんですね。だから、そのやり方は間違いだと言って、僕が町内会長の ところに行って、どうやって集めるのが良いか分からないけれど紙に名前を書かずに直接町内会 長のところに入れるようにしてもらいました。

そんなことがいろんな場所でまだ残っている、各所で見られるのかもしれません。ただ、それを議論しないでそのままやっていくことがこれから地域を動かしていくことになるのか。どうもそうではないような気がする。そんなことから、いろいろなところで議論ができる、そういう枠組みを作れたら良いんじゃないかなと思っています。答えになっているかどうか分かりませんが回答に代えさせていただければと思います。以上です。

(事務局 鈴木)

それでは、これまでのところで何かご質問等がございましたら、お願いいたします。

(参加者のAさん)

市の方の見解としては、募金に対する記名の件というのはどのようにお考えかお聞きしたいと 思います。

(事務局 南波課長)

企画政策課の南波と申します。よろしくお願いします。市の方の見解ということですが、市として自治会の皆さんの募金集めをしてくださいとお願いをしているということではございません。ある意味、馬場先生のお話にもありましたとおり、ある程度は自治会の判断にお任せしているということになります。ただ、今まで続けてきたという歴史的経緯と言いますか、そういったものがあるのも事実です。今ほど、たいへん良いお話が馬場先生からございましたので、また募金の在り方について各自治会の方で十分なご議論をしていただく非常に良い機会になればというふうに考えています。以上でございます。

(参加者のBさん)

今の件でございますけれど、自治会の方で方向付けをすればそれに従うということでしょうか。 自治会の中でもいろいろな考え方がございます。ある程度方向付けをしていかないとバラバラに なると思うんです。各自治会におきましても、やはり自分達の地域で成果を上げようという方も いらっしゃると思うんですね。そうするとその辺の方向付けをして行かないとやはり他の市や地 域より少しでも効率的に行って金額を上げるように努力する地域もあると思うんです。そうする とやはり行政として方向が明確でないと今後たいへんな仕事になると思います。

(事務局 南波課長)

これも、行政として例えば条例でどうあるとか、規則でどうあるとか、寄付等に関しては明確な方向性はないというのが事実であります。ただ寄付の趣旨が例えば、地域をもっと生き生きとさせよう、あるいは時期的に困っている人もいるからそういった人たちに手をさしのべようとか、主旨もそれぞれ、個々に違っていると思います。ですから押し並べて一律に、市として寄付はこうしますというのもなかなか難しい部分もあると思います。ですから、その趣旨がどうなのかという部分と、先程馬場先生の方からお話がありましたが、その集め方がどうなのか。こういう寄付がありますよと、近くに寄付ができるところがありますから趣旨をご理解いただいてご寄付をお願いしますというやり方もあると思いますし、場合によっては封筒を回すというケースもあると思います。その働きかけのやり方がおそらく寄付の趣旨によってみんな変わってくるのかな、押し並べて一律にこうしますというものではないのかなという気がしています。

(参加者のBさん)

目安としていくらという表示がされる場合、これはいかがなものかと思うんです。あくまでも 善意の一部ですので趣旨は良いことであると思うんですが目安の金額があるのはおかしいんじゃ ないかと思いますので、その辺を十分理解していただきたいと思います。

(事務局 南波課長)

ありがとうございます。基本的に自治体のルールとしては、税以外のものでお金を徴収する場合は条例で定めなければならないということになっています。基本的に寄付の部分は皆様の善意にお任せするという部分になりますので、皆さんにこうしてくださいということができないものであるということも事実であります。ご理解をいただければと思います。

(参加者のCさん)

今の件につきまして、市の今程の回答は、それ以上のことは言えないということは分かります。ただ、実際に行っている自治会としては、年間相当回数あるわけですから、それを本当に実質的に善意だということで行った場合に、まずあまり実績が上がらないという実態があります。またその場合に集落や自治会によって率などの差が出てくると思います。やはり、市でなければ、自治会には自治会の連合会というものがありますので、そういうところで1つの相談をして、こういう姿勢で臨みましょうとか、こういうことで行動していただけるとありがたいとか、こういうふうなことを自治会にお願いと言いますか、やってもらわないと、うちの自治会は面倒だとかやらないに越したことはないとか、そういうことにもなりかねないと思いますから、そういう点も配慮していただきたいと思います。以上です。

(事務局 南波課長)

ありがとうございます。いろんな意見があって然るべきだと思います。馬場先生の方からもありました。この問題についてはきちんと議論していくことが大事だということでございますので、私もそのように考えています。

(参加者のDさん)

先程馬場先生がおっしゃられたように、これから議論をしていくということは本当に大事なことだと思います。今の募金等についてですが、私どもの自治会の例を申し上げますと慣例ということで昔から町内費から一括で納めさせていただいております。相互扶助という観点に立って少しでもお役に立ちたい、協力しようという精神で先輩の皆さんたちがやって来られたんだろうなと思って、昨今いろいろ問題にはなっていますので、私どもも見直しを考えていかなければなら

ないかなと思っているところではありますが、今回そういった議論の場を提供するためのまちづ くり基本条例ということでありますので、勉強をしてそれに沿ったことをしていかなければなら ないと思っているんですが。先ほど申し上げたとおり、私が自治会長になったとき、町内費から 一括納付するということにちょっと疑問がありまして、町内の人がどれくらい関心を持っている のかということもありまして、途中で1回愛の協力募金のときに袋を回しました。回収は75パー セントくらいだったと思います。町内で75パーセント以上の人が関心を持っていてくださるんだ ったら町内費からの一括でも良いんじゃないかと役員とも話をしまして、そうすることによって 相手の方も喜んでくださると思いますし、そういったことで私どもは行っています。もちろんこ れから町内の人からご意見が出れば検討したり議論したりして、変えていかなければならないと 思うんですが。それと、町内一括しておりますが自治会連合会の方から社協さんを通して依頼が あったりしたものが、また自治会宛てにご依頼が来ますので、もちろんそれがそぐわない場合は 町内として独自の対応で、上から言われたからそうするということではなくて、皆が地域の意識 を持ってやっていかなければならないと思っています。やはり募金に関しては、行政のすべきこ ともあるかもしれませんが地域の皆さんがそれをすることによって少しでも自分達が役に立てる かなという気持ちを味わわせていただくのも大事で、それが地域コミュニティかなと思っており ます。

(事務局 南波課長)

ありがとうございました。

(参加者のEさん)

質問ではなくてお願があるんですが、前回の質問票について回答してもらいましたが、非常に 重要なことがあったと思うんですが、一度聞いただけでは分かりませんので、その回答書をプリ ントして配っていただきたいと思います。是非、お願いします。

(事務局 鈴木)

それでは、次回の学習会のときにお配りするとともにホームページにも回答を掲載させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

申し訳ございませんが時間の関係上、質問を一旦ここで区切らせていただきまして、次の馬場先生の進行よります、ワークショップの説明に移らせていただきます。

【ワークショップの説明】

新潟大学大学院実務法学研究科准教授 馬場 健氏

それでは、ワークショップの話をして行きたいと思います。今、募金の話で盛り上がったんですが、こういうことも含めて重要な論点であると思うんですね。ここで何をしようかと言いますと、皆さんで議論をするということを練習していただこうと思います。と言いますのは、もしもこれから、まちづくり基本条例をつくるといった場合には、いろいろなプランがあります。住民に諮るときに、行政がそもそものプランを作ってそのまま皆さんに見ていただいて、それで良いかそうでないかという審議会形式のやり方というのが一般的にもあります。ワークショップで皆さんに条文の理念を1つずつ決めていっていただくやり方もあります。いろんなやり方があるんですが、いずれにしても議論をするという練習を積んでいただくということが非常に重要であると思います。では、どんなことをやるのか、一番簡単なところからといいますか、簡単に見えるんだけれどややこしい問題を皆さんから少し議論していただこうと思っています。具体的には何かというと、『家庭ごみの問題』という話なんです。ごみの発生からごみの収集までの間での課題について皆さんに議論をしていただこうと思っています。ごみと言っても家庭ごみに限定します。産業廃棄物などややこしい問題は省きます。いわゆる可燃ごみや不燃ごみなどの家庭ごみの発生から収集までの間にどういう問題があるのか。各テーブルに付箋がありますので、課題について付箋に書いて出していただきます。やり方は事務局の方に説明していただきますが付箋には

いくつもの課題は書かずに1つの課題しか書かないというのが鉄則です。そうすると家庭ごみの 発生から収集までの間にこういう問題や課題があるというのが分かってきます。皆さんで課題を 出していただくと同じ課題や自分が知らなかった課題も出てきます。最終的に何をしていただき たいかと言うと、次回以降の学習会でふ分けをしていただきます。それらが個人や家族で解決す る問題なのか、それとも地域社会で解決する問題なのか、それとも行政が解決する問題なのか、 それをふ分けしていただきたいんです。問題について家庭で解決すべきものは家庭内で議論する ということになりますよね。町内会で解決するということになれば町内会で議論するけれど、町 内会で議論するといったときに各戸との関係を考えなければならない。行政で解決しなければな らない問題であれば行政内部で検討すれば良いけれども、これが行政と各家庭との関係があるも のであれば、そのつながりを考えなければならない。行政と町内会の関係など、議論をしていく 過程では、最終的にいろいろな議論が必要になるでしょう。とするとそういうものを考えていく のがまちづくり基本条例であり、そういう関係性をどのようにしていったら良いのかということ につながっていく話なんですね。ですから、家庭ごみの問題というものを例にして行政と住民若 しくは行政と住民組織との関係をどうしていけば良いのかということを考える端緒にしていただ きたいと思います。そのときに一番皆さんが馴染みやすい家庭ごみの問題というものを取り上げ てみようということです。今日これから皆さんにやっていただきたいことは、家庭ごみが出て収 集までの段階でどういう課題があるのかということを考えていただきたいと思います。先程も募 金の話で出ましたがごみでも同じで、地域や町内会・自治会でやり方が違う、やり方が変わると いうこともあり得るわけです。ただし、町内会・自治会ごとにごみの分別のやり方を変えてしま ったらどうでしょうか。これはだめですよね。あるところでは燃やせてあるところでは燃やせな いと言ったら処理ができませんよね。とういうことはだめだと。行政で一律に決めなければなら ないし、地域全体で決めなければいけない問題だということになる。また、収集のときの収集場 所の設置というものは、もしかしたら行政と町内会とで打ち合わせをしないといけない問題かも しれませんし、町内会でここにしてほしいということで行政に依頼をするということもあるかも しれませんし、いろいろなやり方が考えられます。また、ゴミの収集の場所に監視員が立つとい うことが今あるわけですが、その監視員の立て方というのは、実は町内会で議論するということ になるのかもしれません。ただ、町内会で議論するとなったときにそれを決めるためのいろいろ な課題はあると思います。

これからチーム分けをしていただくわけですが、その方々の間で議論をしていただくということになります。最初に自己紹介から始めていただいて、司会者を決めるとかいろんなことがあるわけですがチームで議論して決めていただければと思います。

それでは技術的な進め方について事務局から説明をお願いしたいと思います。

【ワーク<u>ショップ</u>】

テーマ『地域の公共的課題の解決法』

【グループ分けを行い、6班に分かれた後、ワークショップにやり方について説明。】 (事務局)

それでは、グループ分けが終わったところで一旦休憩に入らせていただきます。今回のワークショップは議論の場づくりということで楽しい議論をしていただきたいと思います。議論は楽しくやらなければ失敗です。『左手にお茶、右手にはペン』というスタイルで皆さん、議論を進めていっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

(事務局)

それでは、ワークショップの説明に入らせていただきます。皆さんのテーブルには事務局の職員が一人ずつ入ります。もし分からない点などがありましたら何でも聞いていただきたいと思います。それではワークショップとはという資料に沿ってご説明いたします。

参加は、まちに関わるすべての人の権利と義務であり、より良いまちづくりのための不可欠なプロセスです。ワークショップとは、共通の課題を設定してこれを解決するために、参加者がともに討議したり、現場を見たりするなどの協働作業を通じて、お互いの考え方や立場の違いを学び、協力し合いながらまちづくりの提案などをまとめる手法です。ワークショップは、参加者全員がそれぞれの考えや意見を出し合って、それを総合して、結果として全員の一致した結論を作り出すことを目指します。ワークショップの前と後とで、参加者全員が何らかのかたちで変わることができたなら、ワークショップは成功です。

最初に、参加者同士で自己紹介を行います。一人1分以内でお願いします。また、ただ自己紹介するだけではなく、「今日の学習会にこんなことを期待しています」でも良いですし、何でも結構ですので一言加えながら自己紹介をお願いします。その後、各グループで司会者2名、1名は代理で、記録係1名を選びます。記録係はできるだけ職員の皆さんにお願いしたいと思います。どんな選び方でも結構です。残った方には「発表」をお願いする場合があります。司会者が決まりましたら、進行をしていただきながらカードを使った情報集約を行います。今回初めてですので、事務局の職員がサポートしながら進めていっていただきたいと思います。

ワークショップの注意点を資料に載せてあります。後でご覧いただきたいと思います。続きましてワークショップに参加された経験のある方はお分かりだと思いますが、初めての方もいらっしゃると思いますので資料に沿ってカードを使った情報集約法、付箋の使い方についてご説明いたします。今後、市民の皆さんが市政に参画し、市民の皆さんと行政が議論を行っていく際に、全員の意見を効率的に反映していくため、ワークショップを行うことが多くなると考えられます。そこで今回は、多様な情報、意見やアイデアなどを効果的に集約し、まとめるカード(ポストイット)を使用した情報集約についてご説明いたします。皆さんでポストイットを配っていただきまして、ポストイットに意見を1枚につき1つ、大きな字で簡潔に記入していただきます。その際にお名前を下の方に記入していただきたいと思います。ポストイットには向きがありまして、糊のある方が裏面になります。裏面の糊の部分が上になるように表側に記入していただきます。記入した人は、カードを読み上げながら模造紙に貼っていきます。次に意味の近いカード同士をグループ化していただきます。記録係の皆さんはご協力をお願いします。次にグループ化したものにタイトルを付けます。それからグループを輪で囲みます。グループに関係線を引いてもOKです。

皆さん初めての方もいらっしゃると思いますので、カードに書き始める前に家庭ごみの問題について皆さん方で若干、話し合いながら意見を出しつつ進められた方がよろしいと思います。それでは、家庭ごみの問題について各グループの事務局の進行でワークショップを進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

【-ワークショップ-各グループで家庭ごみの問題について議論】

(馬場先生)

それでは、本日の議論をここで終了させていただきたいと思います。終わっていない部分は、 次回また議論をしていただきたいと思います。次回は、今分けていただいた課題を整理しつつ、 それが誰の役割なのかということを考えていただきたいと思います。誰が解決するのか、若しく は誰が主役となって取り組んでいくのかということについて議論を深めていっていただきたいと 考えています。

【事務局からの連絡事項】

(事務局)

皆さん大変おつかれさまでした。それでは、ここで事務局から、次回の第6回目の学習会の開催日程等についてお知らせいたします。

最初に開催日程ですが、お手元の本日のプログラムの最後のページに記載してありますとおり、年明け1月24日、土曜日の午後2時から開催いたします。また、会場につきましては、開催会場を吉田地区に移し、吉田公民館で開催いたします。

開催時間や会場が変更となりますので、お間違えのないよう、また是非、次回もご参加くださいますよう重ねてお願いいたします。

予定している開催内容につきましては、「地域の公共的課題の解決法」をテーマに、次回も引き続きワークショップを開催します。グループもできれば同じ班で、新しい参加者にも加わっていただきながら進めていきたいと考えています。今後、皆さんに市政に参画していただく際には、こういったワークショップなどを行うことが多くなると考えられます。楽しくない議論に参加したいと思う皆さんは少ないはずですし、まちづくりの議論は楽しくやらないと意味がありません。今後も皆さんと楽しく議論する方法や皆さんが学習会に参加しやすい環境づくりや仕組みづくりといったことを心がけていきたいと思います。

そのほか、ご意見・ご提案がございましたら本日のアンケート用紙にご記入いただきたいと思います。それでは、よろしくお願いいたします。

【司会】

それでは、閉会予定の時間となりましたので、本日の学習会を閉会したいと思いますが、最後にお願いがございます。

市では、まちづくり基本条例の制定に向けた学習会を今後も継続して行います。燕市のまちづくりの基本ルールとなる条例案づくりには、大勢の市民の皆さんのご意見を反映しながら策定する必要があります。

また、先ほどもご連絡いたしましたとおり、第6回学習会は、年明けの1月24日土曜日、会場を吉田地区に移し、吉田公民館で開催いたします。開始時間は午後2時からとなっております。 お間違えのないよう、また、是非、次回もご参加くださいますよう重ねてお願いいたします。

なお、本日の皆さんにお配りしたアンケート用紙は、お帰りの際、受付のテーブルにご提出くださるようお願いいたします。なお、アンケートは、後日ご提出いただいても結構です。

それでは、これで本日の学習会を閉会いたします。長時間にわたり、御協力をいただき、ありがとうございました。皆さん良いお年を迎えられるようお祈りしております。